

潮見地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、潮見地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務所を松山市役所潮見支所に置く。

(区域)

第2条 協議会の区域は、吉藤1丁目～5丁目、谷町、平田町、志津川町、鴨川1丁目～2丁目(6番、7番、12番を除く)とする。

(理念と目的)

第3条 協議会は、地区の安全・安心に努め、住民が主体となって、にぎわいの創出と生きがいのある暮らしを目指して活動を行うことを目的とする。

(活動内容)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくり計画に関すること
 - (2) 潮見地区の住民又は団体の交流、連携、協力に関すること
 - (3) 情報の収集・発信に関すること
 - (4) まちの活性化に関すること
 - (5) 住民の教養、潮見地区の伝統・文化に関すること
 - (6) 住民の安全・安心に関すること
 - (7) 環境整備・美化に関すること
 - (8) 保健・福祉の増進に関すること
 - (9) その他協議会の目的を達成するために必要なこと
- 2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

(会員)

第5条 協議会は、第3条の目的に賛同する会員をもって構成する。

- 2 会員の種別及び資格は、次のとおりとする。
- (1) 個人会員 潮見地区に住所を有する個人
 - (2) 団体会員 潮見地区に活動拠点を有する各種団体、組織及び法人等(以下「各種団体」という。)
 - (3) 賛助会員 潮見地区以外に住所を有する個人又は、活動拠点を有する各種団体等

(入会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、所定の事項を記載した入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 各種団体等の構成員は、その団体等からの入会申込書の提出をもって、個人会員の申し込みがあったものとみなす。
- 3 会長は、第1項の申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(退会)

第7条 会員が次のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 会員が、会員の資格を失ったとき
- (2) 会員から退会の申し出があったとき
- 2 協議会は、会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めたときは、理事会の議決を経て当該会員を除名することができる。

第2章 役員等

(役員の種類)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 若干名 |
| (5) 事務局次長 | 若干名 |
| (6) 事業部長 | 若干名 |
| (7) 事業副部長 | 若干名 |
| (8) 監事 | 2名 |
| (9) 相談役 | 若干名 |
| (10) 理事 | 30名以内 |

(役員を選任)

第9条 役員は、個人会員の中から総会において選任する。

- 2 理事は、第6条第2項に定める個人会員のうち、所属している各種団体から推薦のあった者(以下「団体会員の代表者」という。)の中から総会において選任する。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。
- 4 会長は、役員会の承認を得て、相談役を指名することができる。

(事務員)

第10条 協議会に事務員を置くことができる。

- 2 事務員は、役員会の承認を得て、会長が任命する。

(役員等の職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の経理に関する事務を処理し、財産管理及び出納に必要な書類を保管管理する。
- 4 事務局長は、協議会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに会長と協議の上、会員及び関係機関・団体との連絡調整を行う。事務局長が複数の時は総括事務局長を会長が指名する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 6 事業部長は、担当する部を総括し、事業の企画・運営を行う。また、自部の事業を事業部長会議、役員会及び理事会に報告するとともに、各種施策を建議する。
- 7 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 会計処理の監査
 - (2) 業務運営の執行状況の監査
 - (3) 監査結果の総会への報告
 - (4) 不正の事実を発見した場合で総会への報告が必要であると認めた場合の臨時総会の招集請求
- 8 理事は、住民の意向を踏まえ、協議会の運営及び活動について意見を述べる。
- 9 事務員は、事務局長の指示のもと、協議会の庶務を行う。

(役員等の報酬)

第12条 役員及び事務員の報酬は、細則で定める。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職に連続3期を超えて在任することはできない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、この期間は前項の連続3期に反映しないものとする。
- 3 役員辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務及び業務を行うものとする。

第3章 総会

(総会の種別)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 次に掲げる者は、代議員の資格を有する。
 - (1) 監事を除く役員
 - (2) 団体会員の代表者で、役員以外の者
 - (3) 個人会員(第6条第2項の規定により、個人会員とみなされる者を除く。)のうち、細則で定める人数の者

(総会の審議事項)

第16条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会費に関する事項
- (5) 役員選任に関する事項
- (6) 規約に関する事項
- (7) その他会務上必要な事項

(総会の開催)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 代議員の過半数から請求があったとき
 - (3) 役員会から請求があったとき
 - (4) 第11条第6項第4号の規定により、監事より開催の請求があったとき
- 4 会長は、前項第2号から第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から31日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

ただし、議長が選出されるまでの間、事務局長が仮議長を務める。

(総会の定足数)

第19条 総会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

ただし、止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

この場合、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名捺印をしなければならない。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第22条 理事会は、役員をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しない。

(理事会の審議事項)

第23条 理事会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 本規約施行についての細則に関する事項

- (4) 役員会から提議された事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第24条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 役員 $\frac{3}{10}$ 以上から請求があったとき
- 3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第26条 理事会は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席がなければ、開会することができない。

(理事会の議決)

第27条 理事会の議事は、出席した役員 $\frac{1}{2}$ 以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第28条 止むを得ない理由のため理事会に出席できない役員は、書面をもって表決し又は、他の役員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その役員は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 役員 $\frac{1}{2}$ 以上の出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名捺印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第30条 役員会は、理事を除く役員(以下、本章において、「役員会」という。)をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しない。

(役員会の審議事項)

第31条 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第32条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 役員会員の3分の1以上から請求があったとき

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第34条 役員会は、役員会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(役員会の議決)

第35条 役員会の議事は、出席した役員会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 事業部

(事業部)

第36条 協議会に次に掲げる事業部を設置し、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

(1) 総務部 協議会の事業部門の調整及びとりまとめ等総務全般に関する事項

(2) 健康増進部 スポーツを通し、住民間のふれあい及び健康の増進等に関する事項

(3) 生活安全部 住民の安全・安心に関する事項

(4) 教育文化部 地域社会教育、子育て支援及び伝統・文化等に関する事項

(5) 環境整備部 地域の生活環境及び美化に関する事項

(6) 福祉部 住民の福祉及び健康増進等に関する事項

第7章 事務局

(事務局)

第37条 総務部へ事務局を設置し、次に定める業務を行う。

(1) 協議会の運営・企画に関すること

(2) 各部の総括・調整

(3) 各種事務手続き及び庶務

第8章 会計

(経費)

第38条 協議会の運営に要する経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

- 第39条** 会員は、会費を納入しなければならない。
- 2 会費の額及び納入方法等については、細則で定める。
 - 3 会員が退会した場合、既納の会費は返還しない。

(会計年度)

- 第40条** 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

- 第41条** 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。
- 2 前項の帳簿の閲覧を請求する者があるときは、これを閲覧させなければならない。ただし、不当な請求であると認められる場合は、この限りでない。

第9章 まちづくり計画・事業計画・予算・決算

(まちづくり計画)

- 第42条** 潮見地区の総合的な将来計画となる「まちづくり計画」は、会長が役員会及び理事会の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。
- 2 「まちづくり計画」は、潮見地区住民の意向を十分に反映したものでなければならない。

(事業計画及び予算)

- 第43条** 協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づきその案を作成し、役員会及び理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。
- 2 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入、支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第44条** 協議会の事業報告及び決算は、役員会及び理事会の審議を経て、監事の監査を受けたのち、総会の承認を受けなければならない。

第10章 規約の変更

(規約の変更)

- 第45条** この規約は、総会において議決を得なければ変更することはできない。

第11章 雑則

(細則への委任)

- 第46条** この規約の施行に関し、必要な事項は理事会の審議を経て細則で定める。

(情報公開)

- 第47条** 協議会の経理及び総会の議事録等文書の閲覧を請求する者があるときは、これを閲覧させなければならない。ただし、不当な請求であると認められる場合は、この限りでない。
- 2 傍聴希望者は、会議を傍聴することができる。

(個人情報の保護)

第48条 協議会は、協議会の活動を通して得た個人情報の保護に努めるものとする。

(文書等の保存)

第49条 協議会は、運営上作成し又は取得した文書、帳簿、図画、写真及び電磁的記録等(以下、「文書等」という。)を適正に保存しなければならない。

文書等の保存期間は、細則で定める。

附則 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

改訂 平成26年4月17日 第8条 事務局次長追加

改訂 平成28年4月16日 第9条 相談役の設置

改訂 平成29年4月15日 第8条 事務局長 1名→若干名

改訂 平成30年4月14日 第2条 区域変更(鴨川2丁目6番・7番・12番除く)

改訂 平成31年4月13日 第13条第2項 補欠選任の場合の期間は連続3期外とする

改訂 令和3年4月16日 第8条 事業副部長、相談役、若干名を追加

改訂 令和6年4月14日 第36・49条 部名変更及び文書等の保存追加